

14 北海道大学理学部と立教大学理学部との公開臨海臨湖実習関連科目に係る学生の履修に関する協定書 (抜粋)

施行 2012年7月24日

北海道大学理学部と立教大学理学部との間において、両大学学部（以下「両学部」という。）の学生が、相互に相手学部が開講する公開臨海臨湖実習関連の授業科目（以下「関連科目」という。）を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

（履修の許可）

- 1 両学部は、相互に相手学部の学生が自学部の関連科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経てその履修を許可するものとする。

（受け入れ学生の身分）

- 2 両学部の学生の受け入れ身分は、両学部の定めるところによる。

（受け入れ人数）

- 3 各年度若干名とする。

（成績の通知及び単位の認定）

- 4 両学部は、受け入れ学生が履修した関連科目の単位数及び成績について、授業終了後、速やかに相手大学学部へ報告するものとし、単位の認定は派遣学部の定めるところによる。

（検定料、入学料及び授業料）

- 5 受け入れ学生に係る検定料、入学料及び授業料は、両学部において不徴収とする。

（事務処理等）

- 6 この協定の実施に関し必要な事項は、両学部の協議により処理する。

（協定の有効期限）

- 7 この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期間は5年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、どちらの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定書はその後5年毎に自動更新されるものとする。